

宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物 及び境内地に係る固定資産税・都市計画税の非課税について（案内）

宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第3条に規定する境内建物及び境内地に
係る固定資産税・都市計画税は非課税となります。

必要書類を添付の上、資産税課へ申告してください。

1 根拠法令

地方税法第348条第2項第3号、第702条の2第2項
宗教法人法第3条

2 非課税の要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が使用する場合には、非課税にはあたりません。

(2) 使用者

宗教法人

(3) 対象資産（固定資産税：土地、家屋、償却資産 都市計画税：土地、家屋）

宗教法人法第3条に規定する「境内建物」および「境内地」*¹で、専らその本来の用*²に供する
固定資産

*1 「境内建物」および「境内地」とは、本殿、拝殿、本堂、会堂、僧堂、僧院、信者修行所、社務所、
庫裏、教職舎、宗務庁、教務院、教団事務所、参道、参拝者用駐車場（有料のものを除く。）、儀式行
事を行うために用いられる土地（神せん田、仏供田、修道耕牧地等を含む。）、庭園、山林その他尊厳
又は風致を保持するために用いられる土地、歴史、古記等によって密接な縁故がある土地、その他本
来の目的のために供される建物及び工作物（附属の建物及び工作物を含む。）、これらの建物、工作物
又は土地の災害を防止するために用いられる土地

*2 専らその本来の用とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

3 認定時期

原則として賦課期日（１月１日）現在の使用状況により判定します。

4 非課税範囲

固定資産の一部を非課税用途以外に使用している場合は、非課税となる部分を面積等により按分して判定します。

5 申告に必要な添付書類（次の書類をすべて提出してください。）

チェック	添付書類	備考
☐	固定資産税・都市計画税非課税申告書	
☐	使用者を確認できる書類	・法人登記事項証明書
☐	非課税対象資産であることが確認できる書類	・宗教法人規則 ・議事録 等
☐	非課税部分の地積、床面積が確認できる書類	・登記簿謄本 ・地積測量図 ・建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋又は償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要な書類

チェック	添付書類	備考
☐	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写し 等

6 現地調査について

固定資産の利用状況を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

7 問合せ先及び提出先

福山市役所 企画財政局 税務部 資産税課

担当	電話番号	郵便番号	所在地
土地第１担当	084-928-1024	〒720-8501	広島県福山市東桜町３番５号
土地第２担当	084-928-1026		
家屋第１担当	084-928-1023		
家屋第２担当	084-928-1025		
償却資産担当	084-928-1022		